

「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方 検討タスクフォース（第1回）

事務局説明資料

2021年4月30日
情報流通振興課



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

- 1 本タスクフォースの概要**
- 2 テレワークに係る現状認識**
- 3 これまでの総務省テレワーク施策**
- 4 様々な評価制度・開示制度**

- 1 本タスクフォースの概要**
- 2 テレワークに係る現状認識
- 3 これまでの総務省テレワーク施策
- 4 様々な評価制度・開示制度

「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース

背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応方策として多くの企業・団体がテレワークを実施した結果、テレワークは、一部の企業・団体による特別な働き方から、**多くの企業・団体による日常的な（当たり前の）働き方**へと変化。
- 他方、短期間でのテレワークの導入により、マネジメントができない、コミュニケーションを取りにくい、生産性が低下するといった課題も表面化。
- このようなテレワークの位置付けの歴史的転換を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の先の時代を見据え、**日本が目指すべきテレワークの在り方を再整理**し、その定着に向けて、**国や企業が取り組むべき事項について幅広く検討**。

検討事項

- ① 目指すべき「日本型テレワーク」の在り方の再整理
- ② テレワークの導入・定着に向けた**ICTを活用した**課題の解決方法
(課題例) 通信環境・セキュリティ / 人事評価・マネジメント / コミュニケーション / 生産性 / できない職種
- ③ 企業・団体の内発的取組を促すための仕組み（企業の価値向上につながる評価の仕組み等）
- ④ 既存施策の評価、当該評価を踏まえた2021年度の施策の実施方針・目標
(サポートNW、マネージャー相談 / テレワーク・デイズ、テレワーク月間 / サテライトオフィス整備支援)
- ⑤ その他テレワークに関する事項（総務省が自らテレワークの率先垂範となるための取組等）

構成員

【主査】 島田 由香 エニリーバ・ジャパンHD(株) 取締役人事総務本部長
 上田 彰子 ゴールドマン・サックス証券(株) 取締役社長室長兼人事部長
 小林 祐児 (株)パーソル総合研究所 上席主任研究員
 田澤 由利 (株)テレワークマネジメント 代表取締役

田宮 一夫 (一社)日本テレワーク協会
 鶴 光太郎 慶應義塾大学大学院商学研究科 教授
 長嶋 収一 東京商工会議所中小企業部 副部長・IT活用推進担当課長
 中島 康之 社会保険労務士法人NSR代表

(オブザーバー) 内閣官房 (情報技術 (IT) 総合戦略室、まち・ひと・しごと創生本部事務局)、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁 等

スケジュール

- 第1回の開催以降、構成員等からのヒアリングを行い、6月上旬の取りまとめを目指す。
- 第2回以降の構成については今後調整。
- なお、次年度以降、引き続き政策効果の定点観測や改善策の検討に活用するため、本TFは存置する方向で検討。

4 月			5 月			6 月		
		4/30 (金) ▼		5/18 (火) ▼	▼	▼	→	

第 1 回

【構成】

- ✓ 本TFについて（構成員紹介、スケジュールほか）
- ✓ 現状認識、これまでの施策 ほか
- ✓ 総務省におけるテレワーク実施状況
- ✓ ヒアリング（①田澤構成員、②長嶋構成員、③中島構成員）

【議論の方向性】

- ✓ テレワークを取り巻く現状・課題、第2回の議論材料

第 2 回

【構成】

- ✓ ヒアリング（①上田構成員、②小林構成員、③鶴構成員）
- ✓ さらなる普及・定着に向けた課題の整理

【議論の方向性】

- ✓ 第3回の議論材料

- 1 本タスクフォースの概要
- 2 テレワークに係る現状認識**
- 3 これまでの総務省テレワーク施策
- 4 様々な評価制度・開示制度

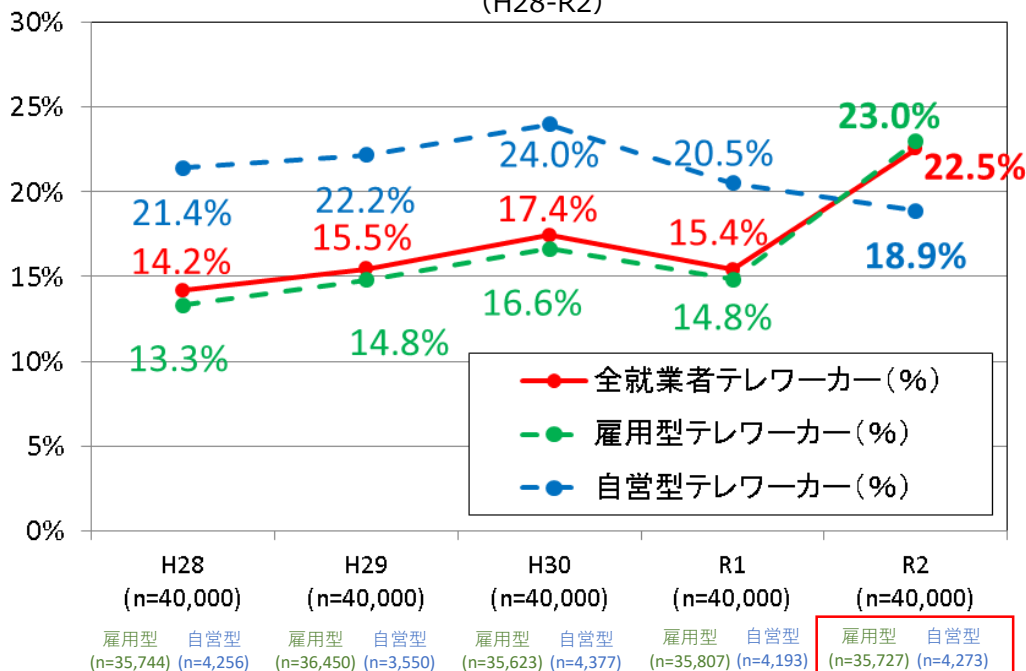
現状認識(1) : テレワーク人口の割合

概要

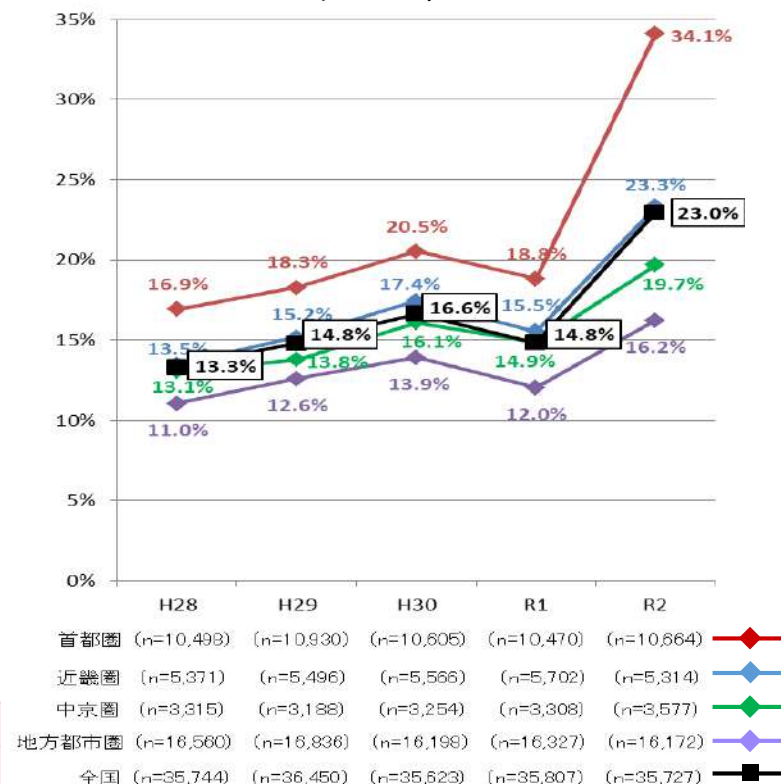
- 就業者における**テレワーカーの割合**は、**R2年度は22.5%**。前年度から**7ポイント増加**し、過去5年間で最高値。
- **居住地域別**では、**首都圏で高く、地方都市圏で低い**。

※ テレワーカー … 社内規定などでテレワーク等が規定されている、または会社や上司などからテレワーク等を認められている雇用型就業者のうち、テレワークを実施している人。

全就業者におけるテレワーカーの割合 (H28-R2)



雇用型テレワーカーの居住地域別割合 (H28-R2)



首都圏 : 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 中京圏 : 愛知県、岐阜県、三重県
 近畿圏 : 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
 地方都市圏 : 上記以外の道県

【出典】国土交通省「令和2年度 テレワーク人口実態調査」(令和3年3月19日)

R2	全就業者			雇用型			自営型		
	就業者数 (人)	テレワーカー数 (人)	テレワーカー/就業者数 (%)	就業者数 (人)	テレワーカー数 (人)	テレワーカー/就業者数 (%)	就業者数 (人)	テレワーカー数 (人)	テレワーカー/就業者数 (%)
全体	40,000	9,012	22.5	35,727	8,205	23.0	4,273	807	18.9
男性	22,021	6,201	28.2	19,269	5,646	29.3	2,752	555	20.2
女性	17,979	2,811	15.6	16,458	2,559	15.5	1,521	252	16.6

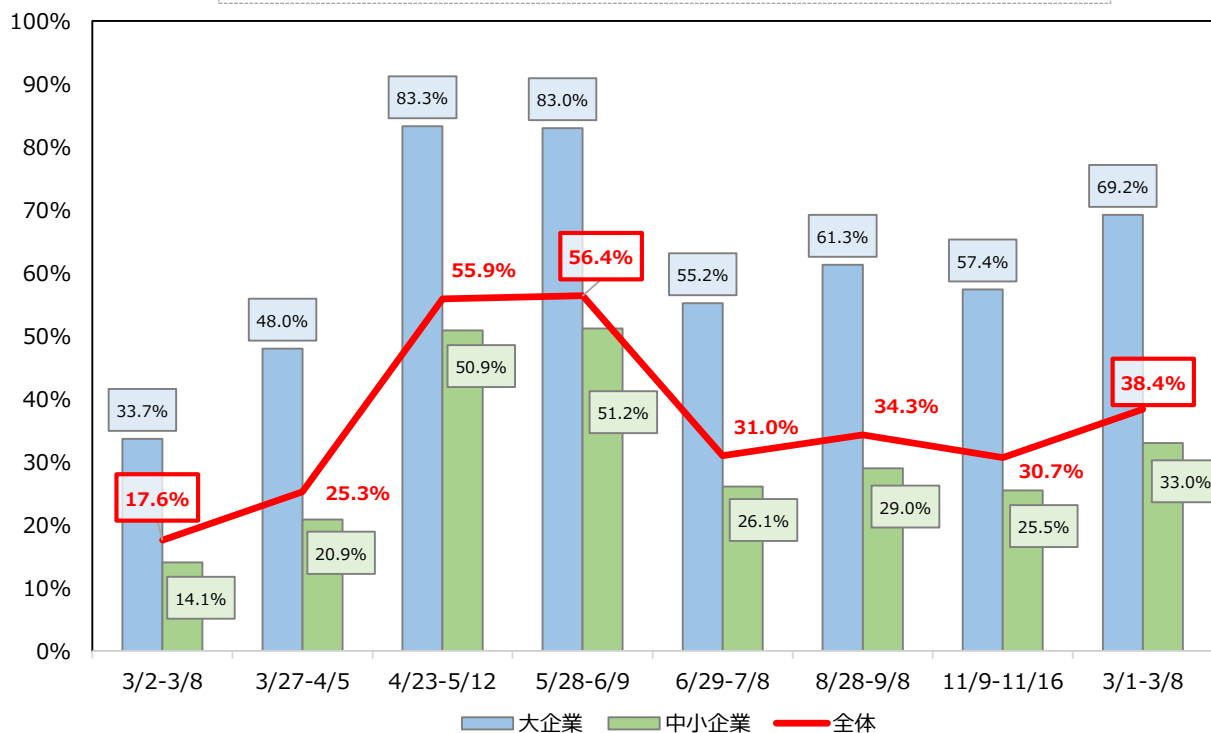
現状認識(2)：企業のテレワーク実施率

概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、**企業のテレワーク実施率**は、**17.6%**（令和2年3月2日-8日）から、**56.4%**（同年5月28日-6月9日/1回目の緊急事態宣言時）へ上昇し、緊急事態宣言解除後に低下するものの、2回目の緊急事態宣言時（令和3年3月1日-8日）には**38.4%**へ再上昇。
（同じ期間、大企業：33.7% → 83.0% → 69.2%、中小企業：14.1% → 51.2% → 33.0%と推移。）
- テレワークが制度化されている企業は、大企業で53.8%、中小企業で23.7%となる。

企業のテレワーク実施率（令和2年－令和3年）

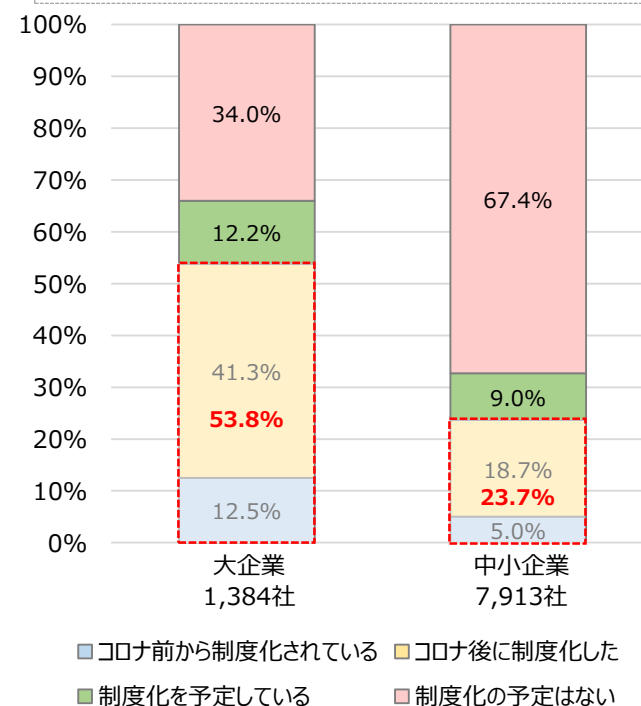
貴社では、「新型コロナウイルス」の感染拡大を防ぐため、在宅勤務・リモートワークを実施していますか？（択一回答）



【出典】株式会社東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査（第2-6,8,10,14回）

企業のテレワーク制度化率

貴社では在宅勤務・リモートワークが制度化されていますか？（択一回答）



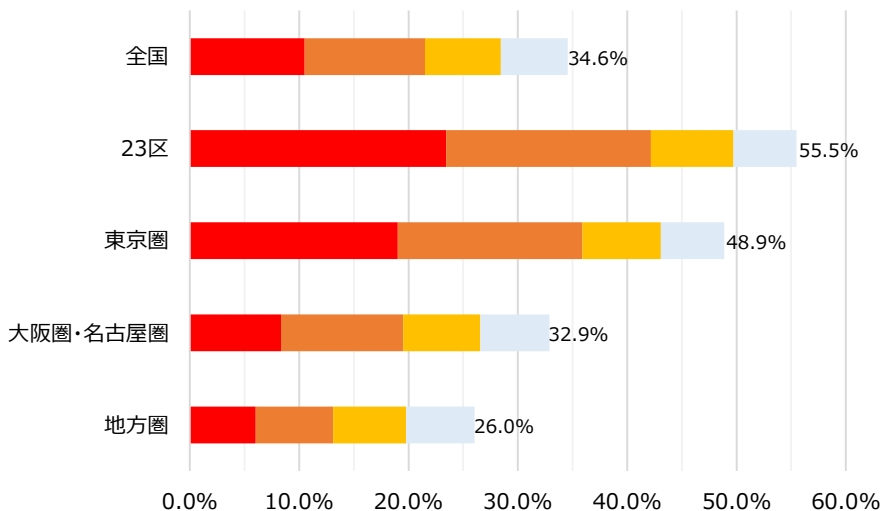
【出典】株式会社東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査（第14回）（令和3年3月18日）

現状認識(3) : テレワークの普及状況

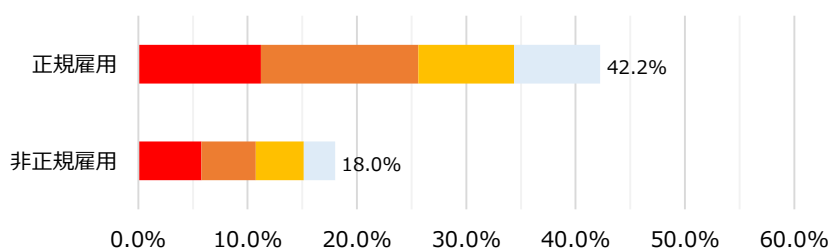
概要

- 就職者の**34.6%**がテレワークを経験している。
- 地域別では、**東京圏は48.9%**であるが、**地方圏は26.0%**となっている。
- 業種別では、**教育、学習支援業**は50.7%、**金融・保険・不動産業**は47.5%であるものの、**医療・福祉・保育関係**は9.8%に留まる。

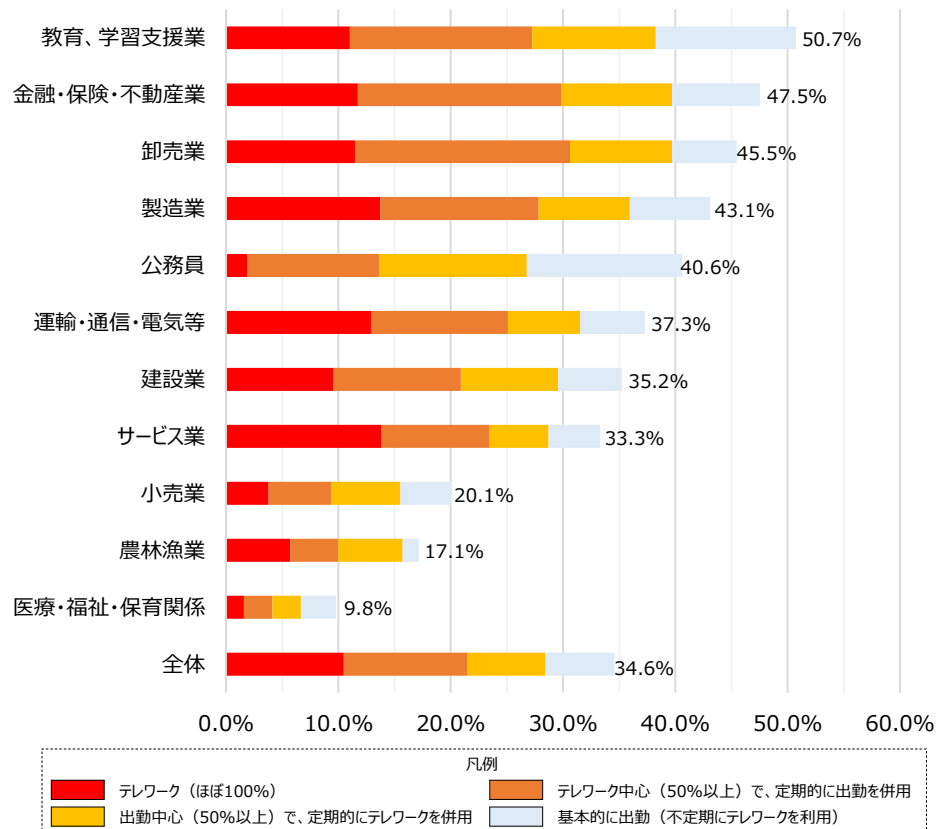
【地域別】



【雇用形態別】



【業種別】



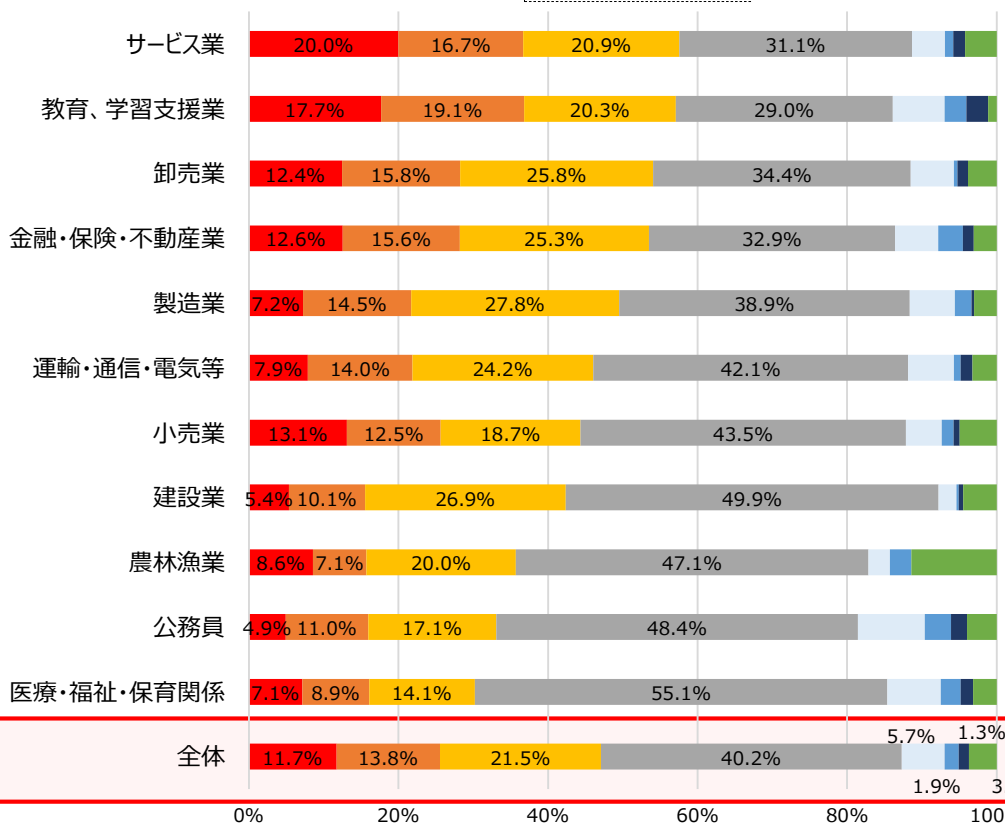
【出典】内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2年6月21日）

現状認識(4)：テレワークによる労働時間、仕事の効率性・生産性の変化

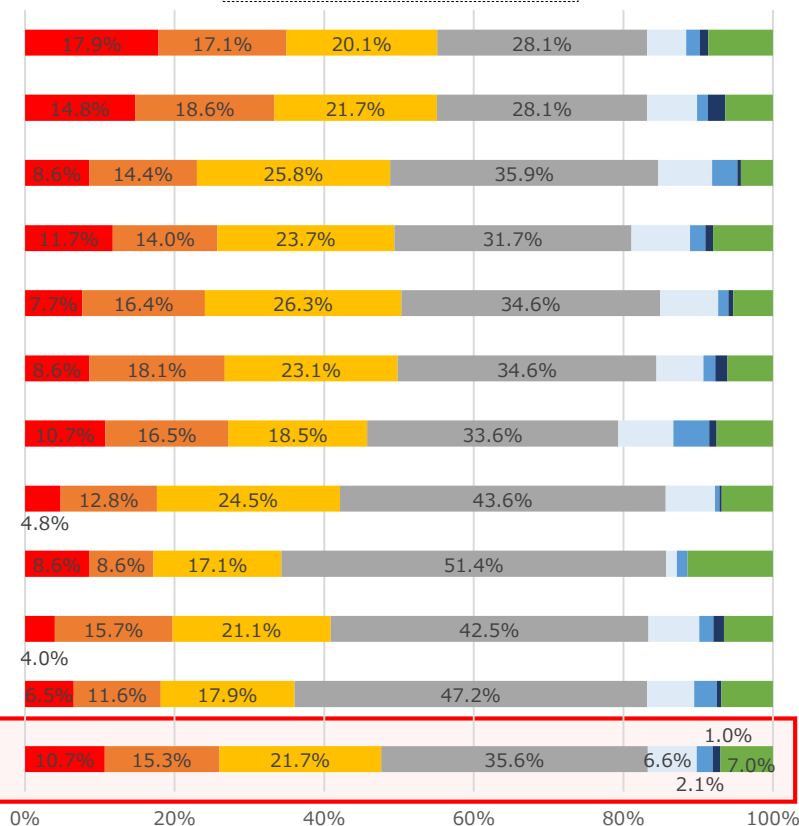
概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、
労働時間については、**全体の47.0%**が**減少した**と回答。(大幅に減少：11.7% / 減少：13.8% / やや減少：21.5%)
仕事の効率性・生産性については、**全体の9.7%**が**増加した**と回答。(大幅に増加：1.0% / 増加：2.1% / やや増加：6.6%)

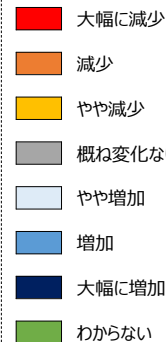
労働時間の変化



仕事の効率性・生産性の変化



凡例

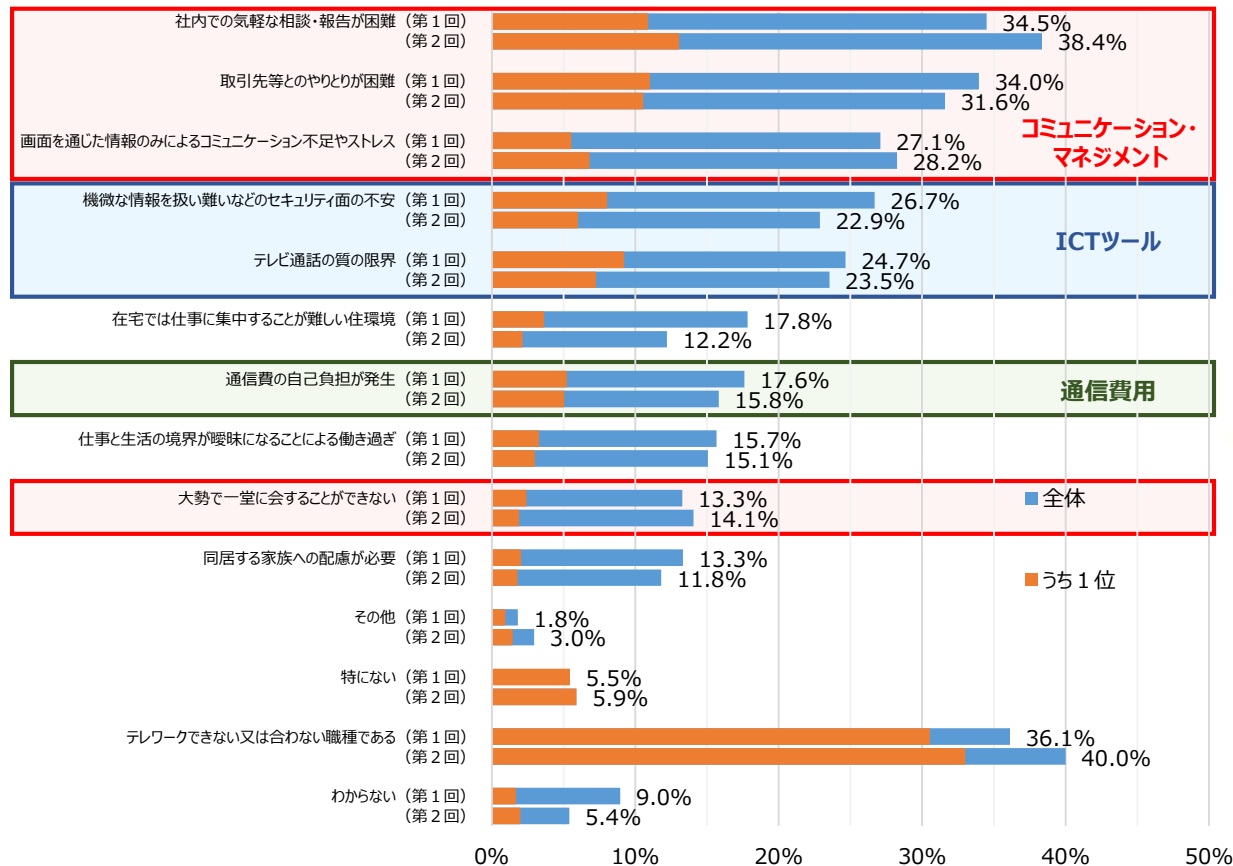


現状認識(5) : テレワークにおける課題

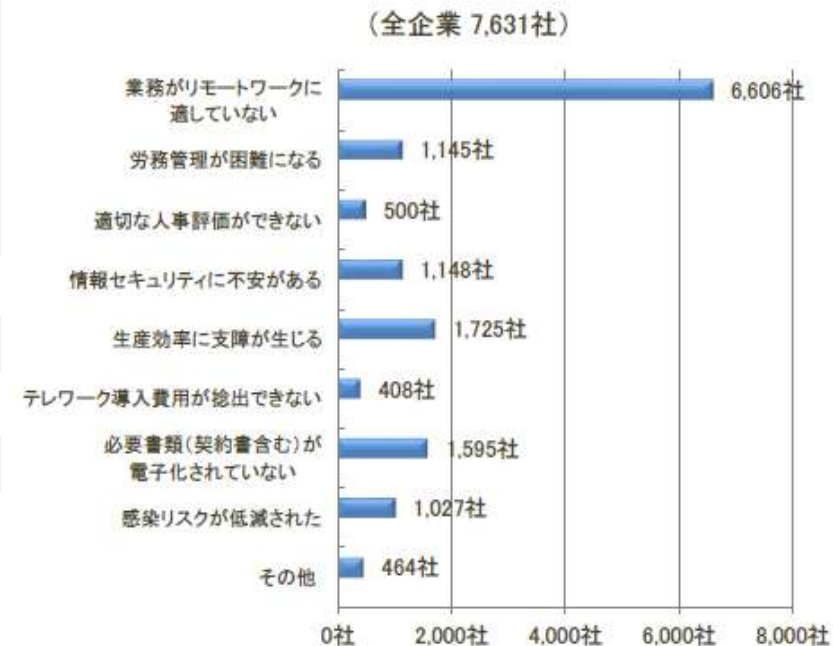
概要

- 就業者側が感じた不便な点としては、**コミュニケーション**や**マネジメント**、**ICTツール**に関する課題が上位。
- 企業側は、自社の**業務がテレワークに適していない**と感じて導入や継続実施を見送る割合が最も高く、**生産効率**、**書類の電子化**、**情報セキュリティ**、**労務管理**といった課題を感じている企業が多かった。

【テレワークのデメリット・不便な点(テレワークを経験した就業者の回答)】



【テレワークを実施していない又は取りやめた理由(該当企業の回答)】



【出典】株式会社東京商工リサーチ
「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査(第10回)
(令和2年11月25日)

【出典】内閣府「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年12月24日)
※第1回調査は令和2年6月21日公表

- 1 本タスクフォースの概要
- 2 テレワークに係る現状認識
- 3 これまでの総務省テレワーク施策**
- 4 様々な評価制度・開示制度

近年のテレワーク関連施策

概要

- テレワークについては、これまで、関係省庁・団体等において連携しつつ、テレワーク・デイズ、テレワーク月間をはじめとした普及啓発のほか、以下のような施策を実施。

【総務省】 ※ 角括弧内は施策の開始年度

- テレワーク・サポートネットワーク事業 [R2年度～]
- テレワークマネージャー相談事業 [H28年度～]
- テレワーク先駆者百選・総務大臣賞 [H27年度～]
- 「テレワーク・セキュリティガイドライン」の策定 [H16年度～]
- 「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」の策定 [R2年度～]
- 地域サテライトオフィス整備推進事業 [R3(H27)年度～]
- 地域型テレワークトライアル [R2年度～]
- 通信利用動向調査（テレワーク導入企業割合）[H12年度～]

【内閣官房 IT総合戦略室】

- テレワークに係るKPIの管理

【内閣府 地方創生推進室】

- 地方創生テレワーク交付金（サテライトオフィス等の整備ほか）

【厚生労働省】

- テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）
- テレワーク相談センター等の運営
- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）
※ 令和2年度は働き方改革推進支援助成金（テレワークコースほか）
- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知・啓発

【経済産業省】

- IT導入補助金

【国土交通省】

- テレワーク拠点整備支援
- テレワーク人口実態調査（テレワーカー割合）

- なお、テレワークの普及に係るKPIとしては、「世界最先端IT宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）において、以下の2項目・数値が設定されていた。

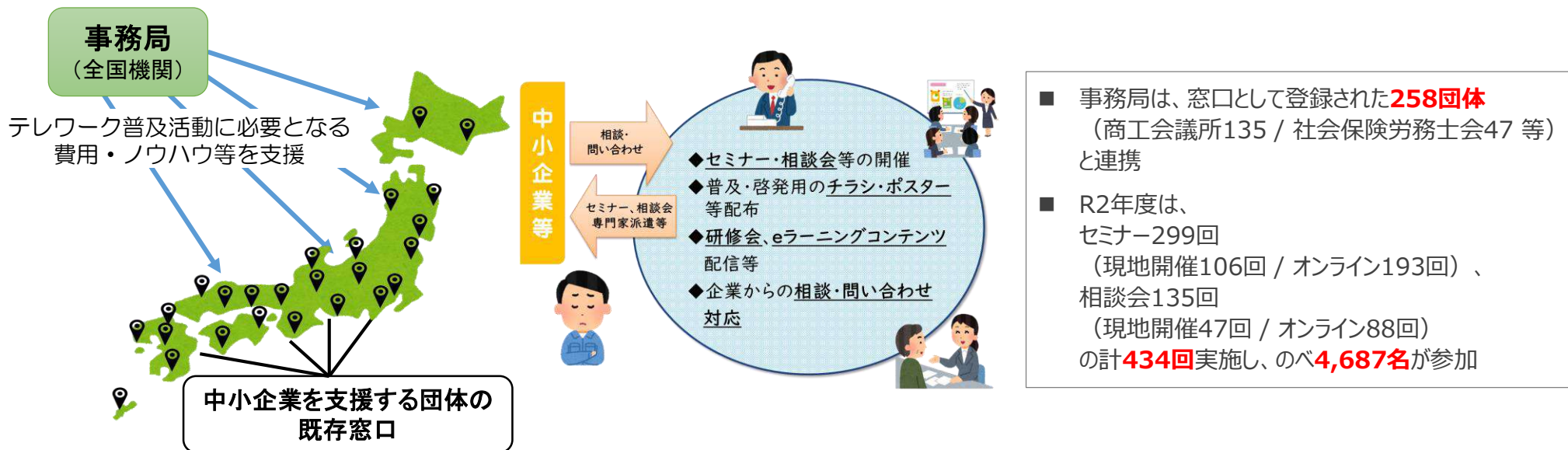
R3年度は、新しいKPI（今後5年間のKPIとして用いることを想定）を設定する必要。

- ✓ R2/2020年の**テレワーク導入企業の割合**（通信利用動向調査）
34.5%（H24/2012年（11.5%）比3倍）⇒ 調査結果集計中
- ✓ R2/2020年の**テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合**（テレワーク人口実態調査）
15.4%（H28/2016年（7.7%）比2倍）⇒ 達成（**19.7%**）

テレワーク・サポートネットワーク事業

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における**中小企業支援の担い手となる主体**と連携し、これら団体の既存の窓口を「**テレワーク・サポートネットワーク**」として設定。
- ⇒ これら窓口は、テレワークの導入について事業者を支援する機能を担っていただくとともに、当該地域内において、テレワーク相談の相互連携ができるネットワーク機能を果たしていただくことを想定。
- サポートネットワークとして設定された窓口に対して、事務局となる全国機関(事業の受託者)を通じ、**テレワーク普及活動に必要な費用・ノウハウ等を支援**(チラシ・ポスター等の印刷やセミナー開催、専門家派遣の費用の支援、コンテンツ提供など)。

テレワーク・サポートネットワーク (全国の社労士会、商工会議所等)



セミナー・相談会の開催、窓口登録の実績

概要

- 令和2年度を通じて、セミナー及び相談会を計**434回**実施し、のべ**4,687名**が参加。
- 地域窓口として**258団体**が登録。

■ セミナー・相談会の実施実績

		回数										参加者数									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計		434	7	15	14	58	97	64	63	87	29	4687	144	451	206	676	1087	672	530	691	230
セミナー	現地開催	106	5	12	8	18	23	13	6	15	6	3262	139	429	163	403	826	437	316	432	117
	オンライン	193	-	1	1	17	38	35	36	49	16	1213	-	11	31	227	204	216	188	233	103
相談会	現地開催	47	2	1	5	14	14	5	1	4	1	103	5	9	12	33	29	5	1	5	4
	オンライン	88	-	1	-	9	22	11	20	19	6	109	-	2	-	13	28	14	25	21	6
(再掲) セミナー+相談会※1		209	2	4	4	18	46	35	36	48	16										

■ 地域窓口登録団体数

	登録団体数						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	142	233	245	252	256	258	258
商工会議所	68	112	124	130	134	135	135
社会保険労務士会	-	47	47	47	47	47	47
日本電信電話 ユーザ協会	47	47	47	47	47	47	47
総合通信局	11	11	11	11	11	11	11
その他団体	16	16	16	17	17	18	18

テレワークマネージャー相談事業

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家が無料でテレワークの導入に関するアドバイス（システム、セキュリティ等）**を実施。
- これまでに実施した相談対応の結果を事例集として取りまとめ、事業Webサイトで公表。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワークの一層の導入の促進を図るため、R2年度には以下の点について対応。
 - ✓ **テレワークマネージャーの増員**
(R2年度当初：21名 → 109名)
 - ✓ **申請者とテレワークマネージャーのマッチングの迅速化のためのシステム構築**



総務省
事業

令和2年度

テレワークマネージャー 相談事業

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されていますが、
業務では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、
無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行う「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。

?

テレワークを導入するためには
どうすればいいの？
システムやセキュリティは？

テレワークの専門家による
コンサルティング

専門家が、主にIT面でテレワークの
導入に関するアドバイス等を
実施します

導入支援

導入検討、トライアル、
正式導入まで、
企業環境を問わず支援します

相談実施期間

令和2年

4月1日

水

▶▶▶

令和3年

3月31日

水

費用

コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担

Q テレワークマネージャー相談事業とは？

A テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、
無料でWeb会議・電話または派遣期間によるコンサルティングを実施します。
働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する
情報提供を行います。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって全国または一部地域での開催を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。

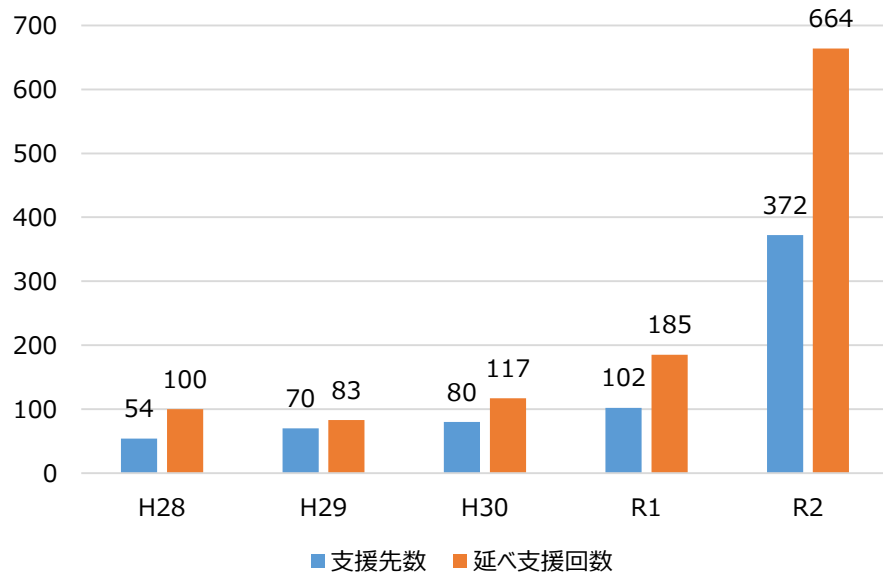
■ 令和2年度相談件数：664件 [昨年度:235件]

テレワークマネージャー相談事業 令和2年度の実績(1)

概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により急増した相談希望に対応するため、令和2年度中にテレワークマネージャーを大幅に増員（21名→109名）し、Web相談を中心に、**372の企業等（延べ664回）**に支援を実施。
- 支援内容は、ICTツールの導入支援等、個々の企業等の実情に応じた支援を行っている。

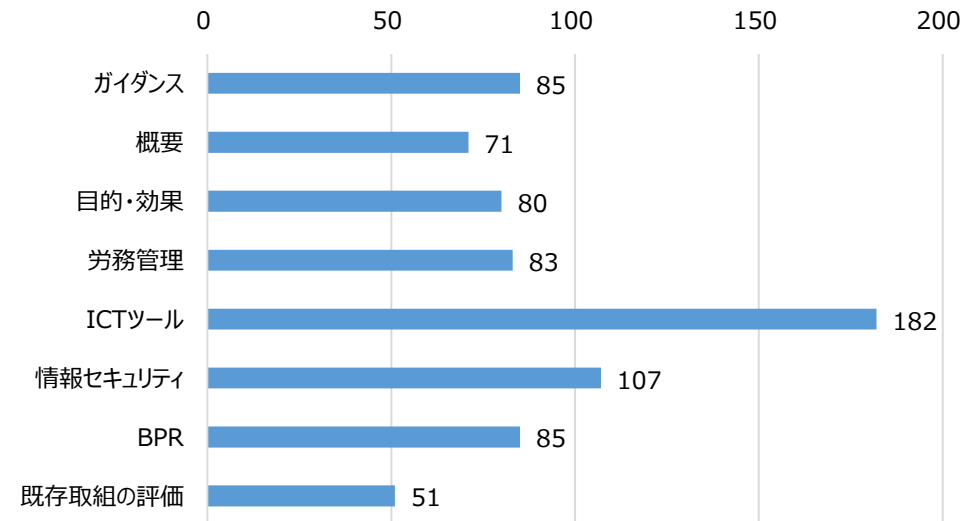
年度別の支援件数



※ 令和2年度中に、件数増加に対応するためのシステム改修を行ったことに伴い、支援先数のデータ抽出方法が変更されている。

新型コロナウイルス感染症によるテレワーク需要の急拡大を受け、支援先数、支援回数とも**前年比3倍以上**と、多くの企業等に対する支援を実施。

支援内容（複数回答、主なものを抜粋）



※ 令和2年4～7月においては、支援先の負担軽減のために報告書提出を簡略化したケースがあることから、8月以降に支援を行った企業等（131社）の情報を集計。

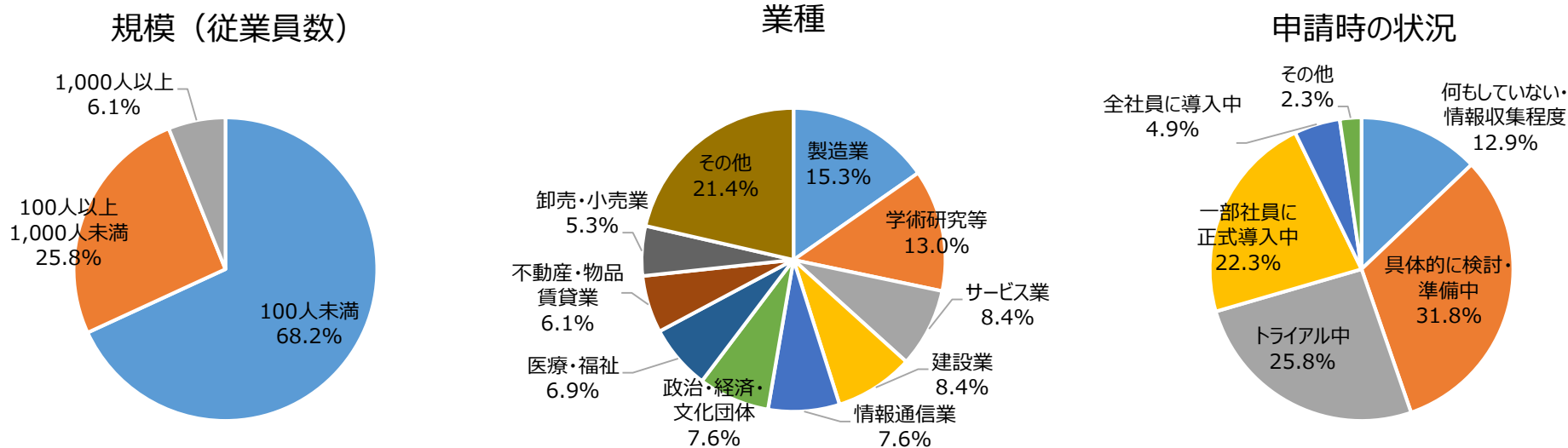
テレワークマネージャーは、企業ごとの個別相談を行っているため、総論的な部分よりも、具体的な中身を支援しているケースが多い。中でも、**ICTツールの導入**やそれに伴う**セキュリティ対策**、一歩進んで**BPR**（業務プロセス改善）といった支援を多く行っている。

テレワークマネージャー相談事業 令和2年度の実績(2)

概要

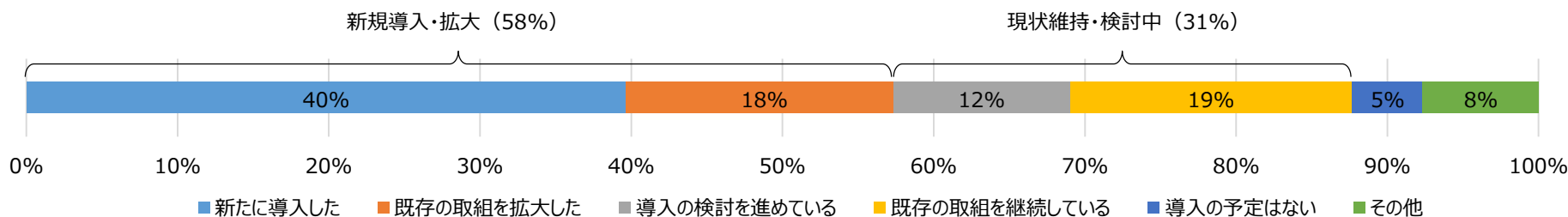
- 支援先の7割は100人未満の小規模事業者で、特定の業種に偏らずに幅広い支援を行っている。
- 相談受付時は、テレワークを導入していない企業が約半数。テレワークを既に導入している企業からも、既存取組の改善点の相談や、テレワークに合わせたBPRの実施といった観点から、相談の申請が寄せられた。
- 本年2・3月に実施したアンケートでは、支援先の約6割がテレワークの新規開始、または取組の拡大に至っていた。

【支援先企業の属性等】



※ 令和2年4～7月においては、支援先の負担軽減のために報告書提出を簡略化したケースがあることから、8月以降に支援を行った企業等（131社）の情報を集計。

【2・3月に実施したアンケート結果】（回答数：129社）



テレワーク先駆者百選

- テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「**テレワーク先駆者**」として、さらに十分な利用実績等が認められる場合に「**テレワーク先駆者百選**」として選定・公表。
- 「テレワーク先駆者百選」のうち、特に優れた取組には**総務大臣賞**を授与。

総務大臣賞

特に優れた取組である

経営面での成果、ICTの利活用、地方創生の取組等を総合的に判断

テレワーク先駆者百選

十分な利用実績がある

対象従業員が常時雇用する人の25%以上（小規模事業者※は50%以上）、対象従業員の50%以上又は100人以上が実施、実施者全体の平均実施日数が月平均4日以上 など

※ 中小企業基本法の定義（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員 5人以下）による。

テレワーク先駆者

テレワークによる勤務制度が整っている

過去1年での労働関係法令等の重大な違反がない
テレワークが就業規則の本則もしくは個別の規程等に定められ、実際に行っている



百選以上にロゴを付与

年度	総務大臣賞	テレワーク先駆者百選 選定数
令和2年度	江崎グリコ(株) / (株)キャスター / チュリッヒ保険会社 / 富士通(株) / 八尾トヨー住器(株)	60
令和元年度	アフラック生命保険(株) / シックス・アパート(株) / 明豊ファシリティワークス(株) / リコージャパン(株)	32
平成30年度	向洋電機土木(株) / 日本ユニシス(株) / フジ住宅(株) / 三井住友海上火災保険(株) / (株)WORK SMILE LABO	36
平成29年度	(株)NTTドコモ / (株)沖ワークウェル / 大同生命保険(株) / 日本マイクロソフト(株) / ネットワンシステムズ(株)	41
平成28年度	サイボウズ(株) / (株)ブイキューブ / 明治安田生命保険相互会社 / ヤフー(株)	42
平成27年度	—	36

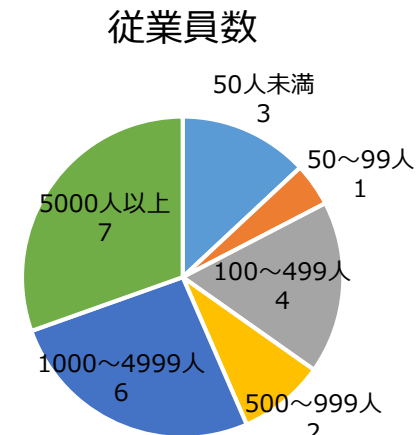
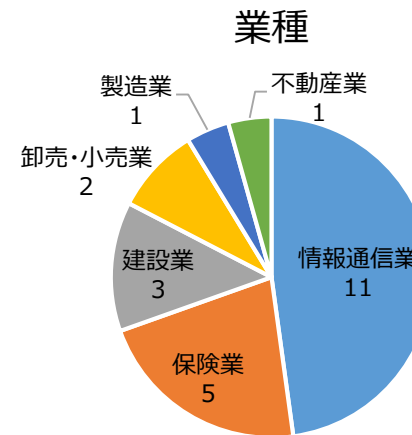
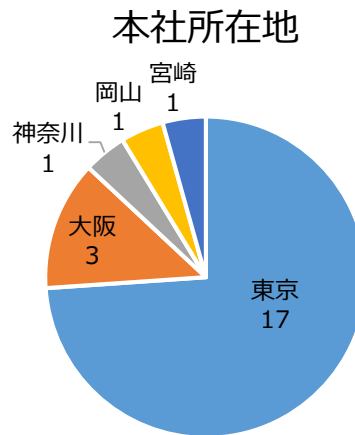
総務大臣賞の受賞企業

概要

- 平成28年度から、「テレワーク先駆者百選」に選ばれた企業等のうち、特に優れた取組を行っている企業等を総務大臣賞として表彰することとし、令和2年度までの5年間で**23企業**が受賞している。
- 平成29年度以降は、総務大臣賞受賞各社の取組の特徴を公表。
- **働く時間や場所の柔軟化**（育児、介護、帰省、障害者等）、**生産性の向上**、**地方創生**への貢献、他企業等へのテレワークの**普及活動**、といった効果・取組を好事例として紹介。

年度	企業
令和2	江崎グリコ(株)
	(株)キャスター
	チューリッヒ保険会社
	富士通(株)
令和元	八尾トヨー住器(株)
	アフラック生命保険(株)
	シックス・アパート(株)
	明豊ファシリティワークス(株)
平成30	リコージャパン(株)
	向洋電機土木(株)
	日本ユニシス(株)
	フジ住宅(株)
	三井住友海上火災保険(株)
平成29	(株)WORK SMILE LABO
	(株)NTTドコモ
	(株)沖ワークウェル
	大同生命保険(株)
	日本マイクロソフト(株)
平成28	ネットワンシステムズ(株)
	サイボウズ(株)
	(株)ブイキューブ
	明治安田生命保険相互会社
	ヤフー(株)

【受賞企業の属性】



【受賞企業の取組（抜粋）】

- ・ テレワークで業務を行うことを前提に、組織、業務フローを設計。
- ・ 中小企業でも導入しやすいフリーツールを活用したテレワークを実施し、対外的にも提案。
- ・ 全国在住の通勤困難な重度障害者の完全在宅勤務を実施。
- ・ モバイルワークの活用等により移動時間を有効活用し、残業時間を削減。
- ・ 実家での勤務や、単身赴任者の自宅勤務を実現。
- ・ 地方に本社を置き地域の雇用を創出するとともに、近隣市町村と連携してワーケーション体験を開催。

地域サテライトオフィス整備推進事業

- 新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1. 内容

一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。

2. 補助対象者

他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
 （都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。）
 又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

3. 補助率

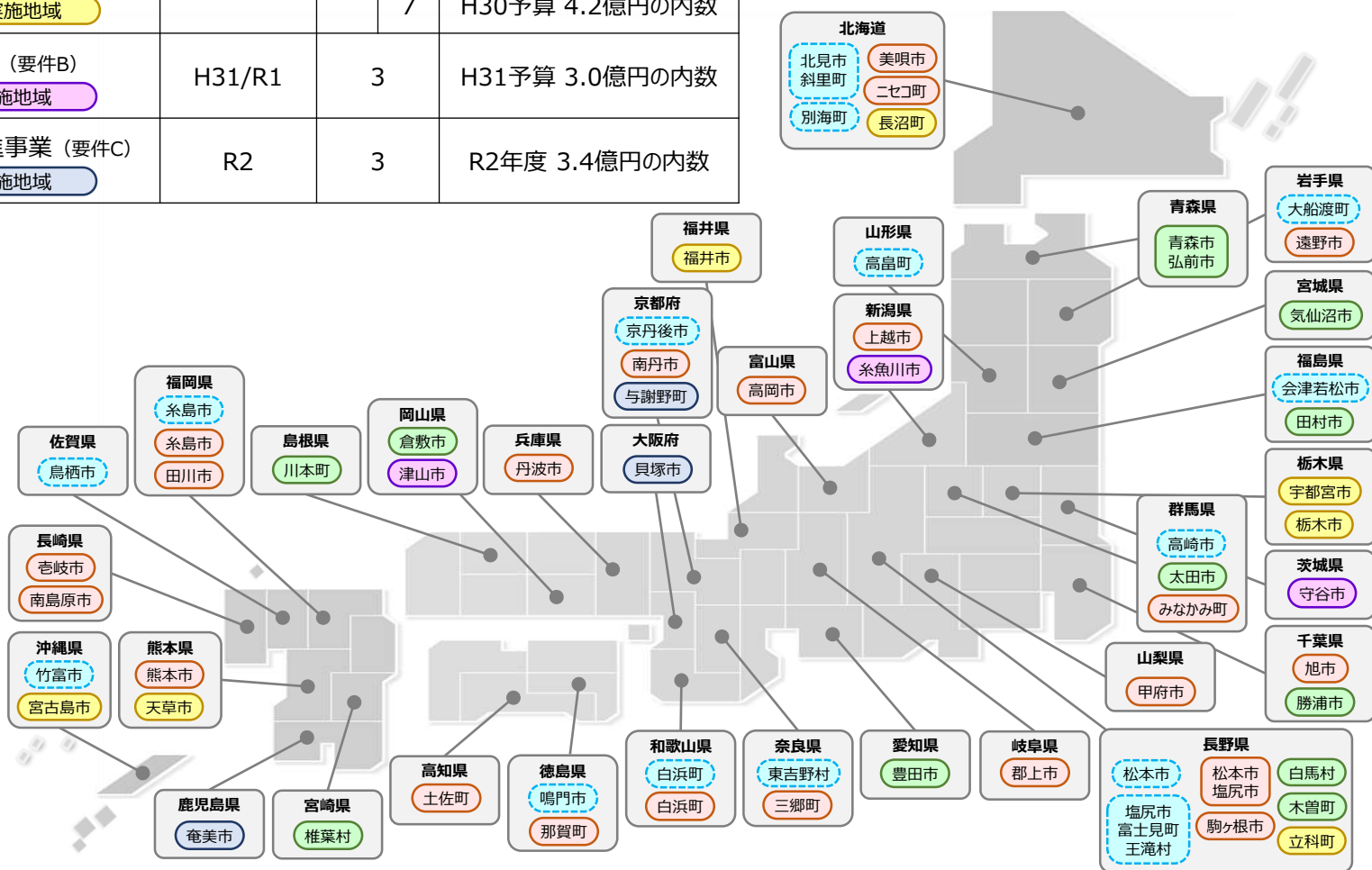
事業費の1 / 2 補助（補助額上限2,000万円）



- ・ 新しい生活様式下における新しい働き方を実現する「場」のモデルとして整備を支援
- ・ 本整備事業を呼び水として、地域偏在性を解消し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進

テレワーク拠点の整備地域 (ふるさとテレワーク、地域IoT実装推進事業 等)

事業名	実施年度	箇所数	予算額
ふるさとテレワーク (地域実証事業) 地域実証事業(H27年度)の実施地域	H27	15	H26補正予算 10億円
ふるさとテレワーク推進事業 補助事業(H28年度)の実施地域 補助事業(H29年度)の実施地域 補助事業(H30年度)の実施地域	H28~H30	22	H28予算 7.2億円の内数
		11	H29予算 6.3億円の内数
		7	H30予算 4.2億円の内数
地域IoT実装推進事業 (要件B) 補助事業(R1年度)の実施地域	H31/R1	3	H31予算 3.0億円の内数
地域IoT実装・共同利用推進事業 (要件C) 補助事業(R2年度)の実施地域	R2	3	R2年度 3.4億円の内数



地域型テレワーク・トライアル・プログラム

- コロナ禍において新しい生活様式の普及・定着が求められており、テレワークを活用した「場所にとらわれない働き方」の実現は大きなテーマ。
- 地域での魅力を感じながらも滞りなく業務を行うことができる「ワーケーション」を推進する自治体と連携し、テレワーク月間の周知広報の一環として、自治体との意見交換等や地域のサテライトオフィスでの勤務を体験する取組を行う。

【事業統括、トライアル参加】



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications
MIC

- ・事業統括
- ・省庁、自治体との連携
- ・結果取りまとめ、公表

事務
請負

【事務局】



一般社団法人
日本テレワーク協会
Japan Telework Association

- ・トライアル場所の選定
- ・交流プログラム、イベントの企画
- ・トライアル参加企業の募集
- ・参加者アンケートの実施

【トライアル参加】

日本テレワーク協会会員

※希望者のみ。

期 間

2020年11月1日（日）～11月30日（月）

関係機関

【実施機関】総務省、
（一社）日本テレワーク協会
【協力機関】和歌山県、長野県

参加者

総務省、内閣官房、厚生労働省、観光庁、
環境省、日本テレワーク協会会員の企業等の
職員から募集（広く一般からは募集しない）

【トライアル参加、協力】




内閣官房
Cabinet Secretariat



国土交通省
観光庁




厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

環境省
Ministry of the Environment

- ・トライアルへの参加
- ・所管施策との関連付け

【現地協力】



和歌山県
Wakayama Prefecture



長野県
Nagano Prefecture

- ・トライアルへの協力
- ・所管施策との関連付け

【オフィス提供】

民間企業等が運営する
サテライトオフィス




ANCHOR(和歌山県白浜町)

場所

和歌山県白浜町（ANCHOR）
長野県軽井沢町
（軽井沢リゾートテレワーク協会）

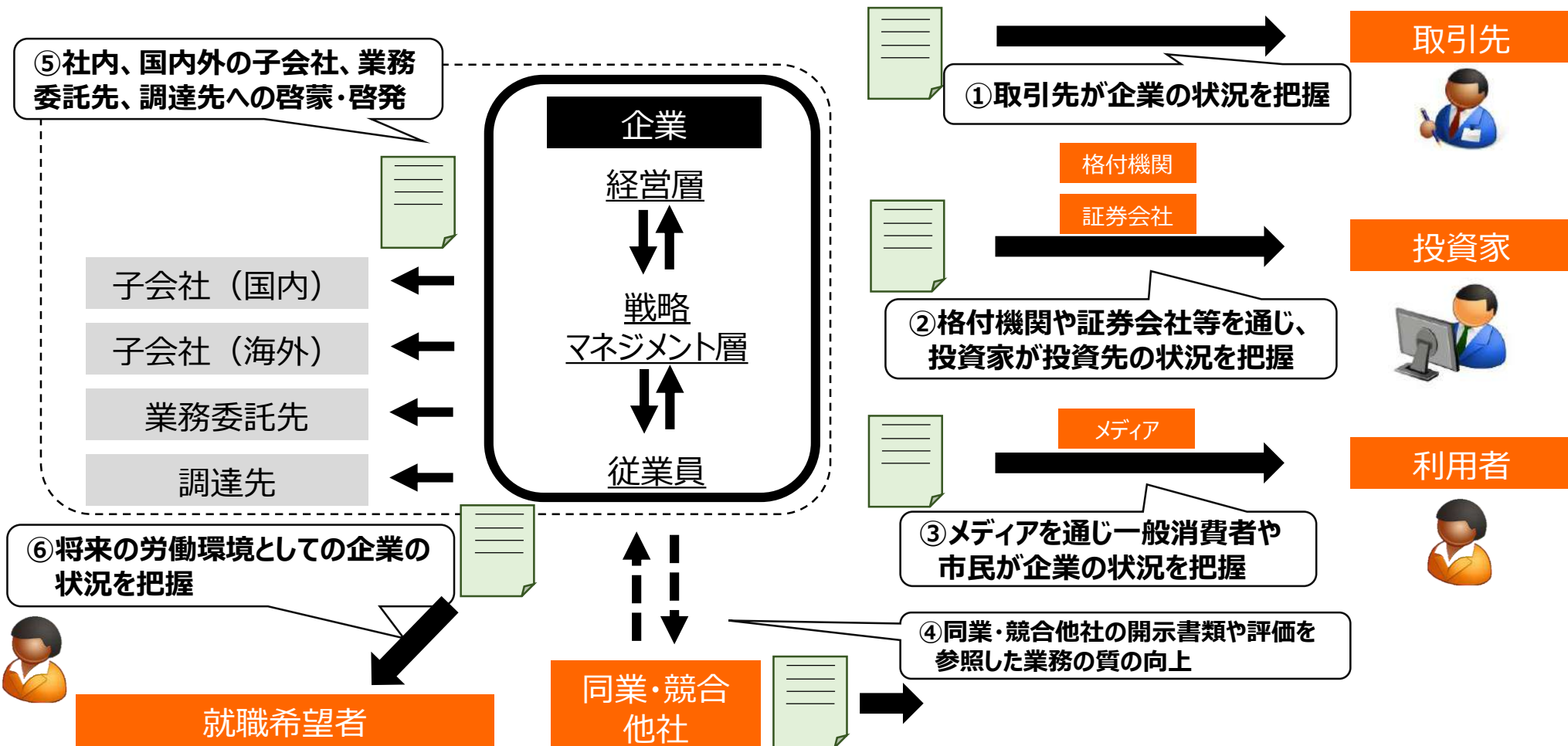
実施内容

地元自治体等との交流、テレワーク月間中の
セミナー・イベントとの連携

- 1 本タスクフォースの概要
- 2 テレワークに係る現状認識
- 3 これまでの総務省テレワーク施策
- 4 様々な評価制度・開示制度**

企業をとりまく様々なステークホルダーと評価制度・開示制度

- 企業は様々なステークホルダーに取り囲まれており、労働、サイバーセキュリティ、デジタルなど、様々な分野において、ステークホルダーが企業の開示書類や評価制度、格付制度などを通じて企業の状況を把握するとともに、有形・無形の影響力を行使することにより、経営層のコミットメントや企業の自助努力を促している。
- 近年は、企業の長期的な成長の観点から、財務指標のみでなく、ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組具合も重視される傾向にある。



評価制度・開示制度を活用した取組推進の例①（労働分野）

■ 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業」を認定する法令

● 次世代育成支援対策推進法：

- ✓ 個々の事業者において、育児をしている労働者を対象とする取組等からなる行動計画を策定し、都道府県労働局に届出（301人以上の従業員を抱える企業および国や地方自治体には、行動計画の策定義務あり）。
- ✓ 行動計画期間終了後、実施状況等を添えて都道府県労働局に認定申請し、「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を得ると、総合評価又は企画競争方式の公共調達入札の際、1～9%の配点上の優遇措置を受けられる。

● 女性活躍推進法：

- ✓ 個々の事業者において、女性の活躍推進の取組等からなる行動計画を策定し、都道府県労働局に届出（301人以上の従業員を抱える企業および国や地方自治体には、行動計画の策定義務あり）。
- ✓ 実施状況等が優良で、それを厚生労働省ウェブサイトで公表している事業主は、都道府県労働局に認定申請し、「えるぼし認定」を得ると、総合評価又は企画競争方式の公共調達入札の際、0.5～10%の配点上の優遇措置を受けられる。

● 若者雇用促進法：

- ✓ 若者対象の求人や雇用等に関する認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が都道府県労働局に認定申請し、「ユースエール認定」を得ると、総合評価又は企画競争方式の公共調達入札の際、2～9%の配点上の優遇措置を受けられる。

■ 政府全体の公共調達に関する指針

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（抄）

平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部決定

第2 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

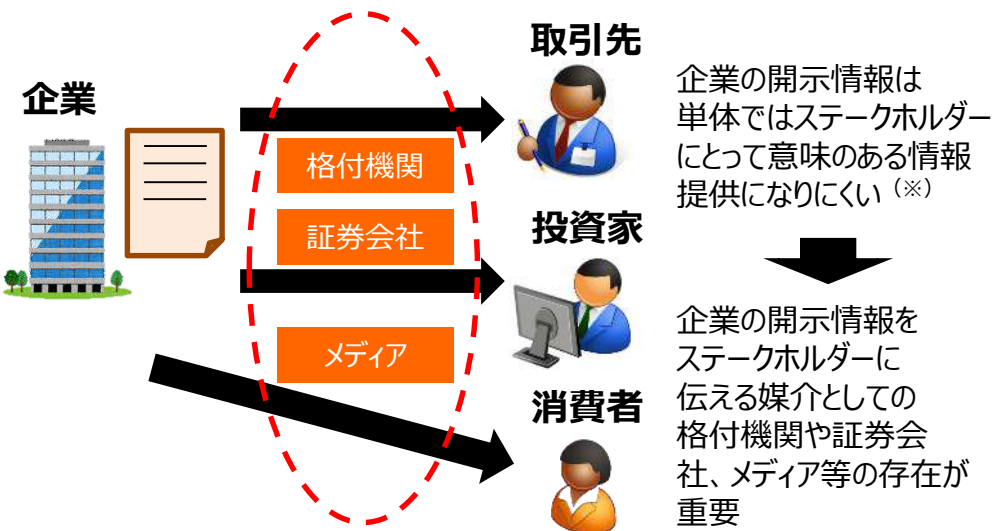
（1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

評価制度・開示制度を活用した取組推進の例②（サイバーセキュリティ分野）

- 一般社団法人日本IT団体連盟のサイバーセキュリティ委員会企業評価分科会において、総務省が策定した情報開示の手引きを踏まえ、企業の開示情報などを活用した企業のサイバーセキュリティ対策の評価制度を検討し、2020年11月、日経225を対象に開示情報から各社のサイバーセキュリティの取組姿勢に関する調査の報告書を公開。<https://itrenmei.jp/topics/2020/3678/>

IT連盟における企業評価の検討



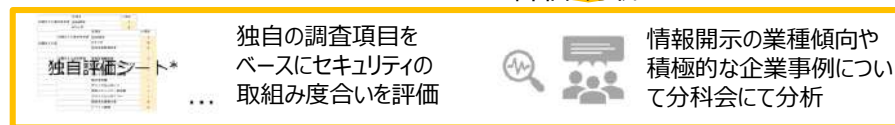
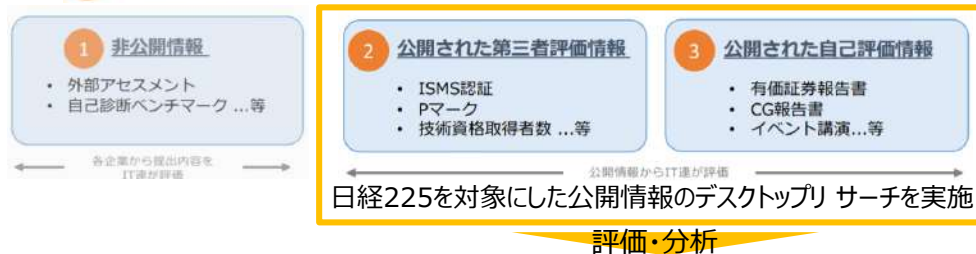
(※) 開示情報へのアクセスにコストがかかる、開示された内容を理解するためのリテラシーがステークホルダーに備わっていない、比較可能性が確保されていないなどの課題が存在

- 一般社団法人日本IT団体連盟のサイバーセキュリティ委員会企業評価分科会において、企業の開示情報などを活用した企業のサイバーセキュリティ対策の評価制度を検討
(⇒政府では総務省がオブザーバ参加)

企業評価のイメージ

- 以下の3種類の情報を活用した総合評価に基づき企業のサイバーセキュリティ対策を評価する仕組みを創設し、企業の対策の可視化を図る。

- 1 非公開情報：非公開ではあるが、第三者や自社で評価した情報
- 2 公開された第三者評価情報：第三者による認証制度や資格制度
- 3 公開された自己評価情報：自社の取組状況や姿勢の公開情報



* 独自評価シートの内容は非公開

調査結果の公表

業界別

1. A業
2. B業
3. C業
- ...

各業界の順位を公表

企業別

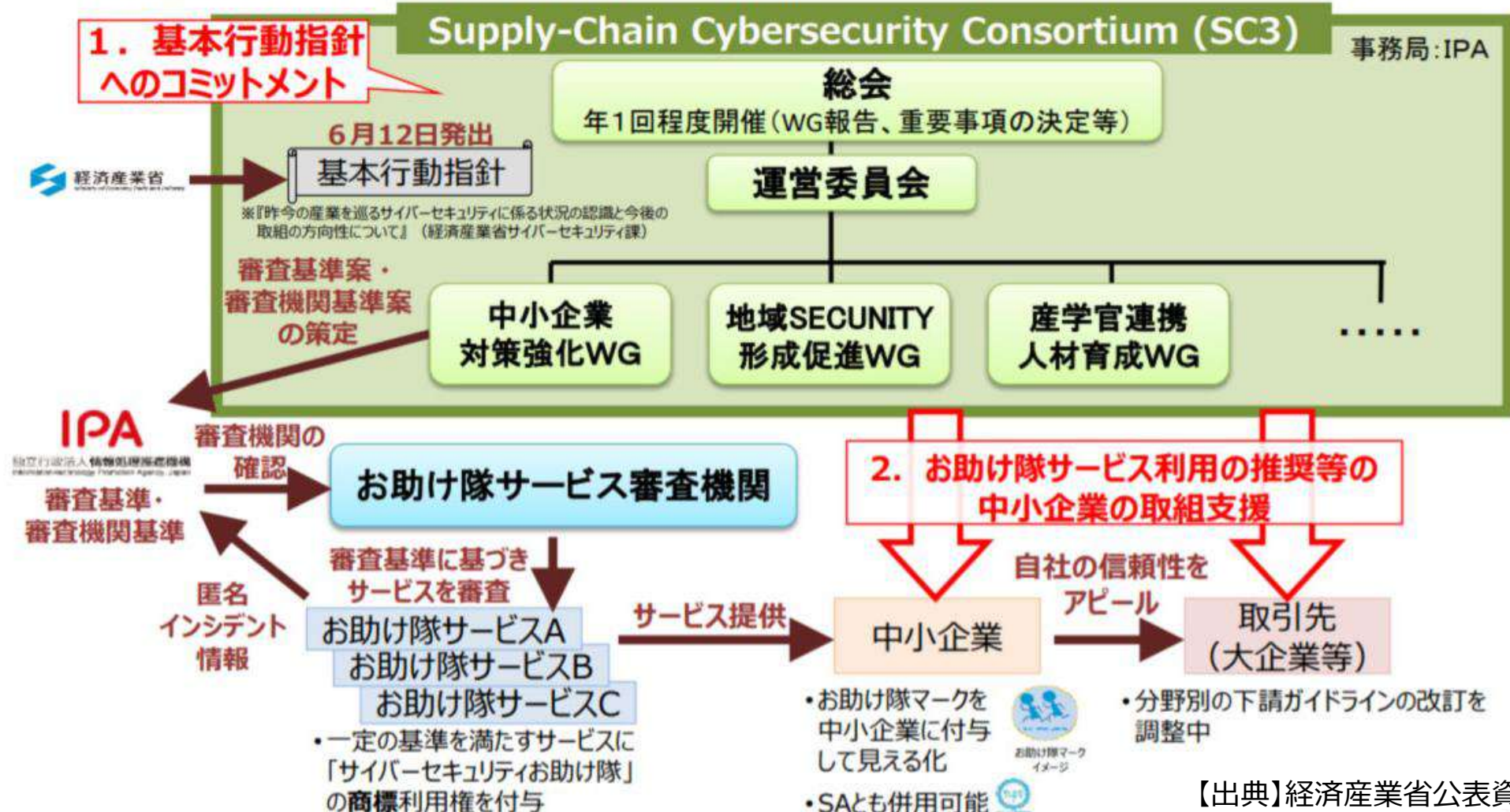
A株式会社 B株式会社
C株式会社 ...

順位は公表せず評価の高い企業の社名等を公表

【出典】日本IT団体連盟サイバーセキュリティ委員会企業評価分科会「サイバーセキュリティに関する企業公開情報の調査レポート」より総務省作成（2020年11月）<https://itrenmei.jp/files/files202011251145.pdf>

- IPAを事務局として創設されたサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムの枠組みでは、中小企業向けの簡易的なサイバーセキュリティ関連サービスを利用している中小企業にマークを付与し、大企業等の取引先へ信頼性をPRする取組を支援。

参加資格：コンソーシアムの取組方針や経産省の「基本行動指針」に賛同いただき、規約に同意いただける個人・法人



評価制度・開示制度を活用した取組推進の例④（サイバーセキュリティ分野）

- （独）情報処理推進機構（IPA）では、中小企業自らがセキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度としてSECURITY ACTIONという制度を運用中。現在は中小企業庁のIT導入補助金の申請において、SECURITY ACTIONの自己宣言が必須要件化されている。

★ 一つ星



セキュリティ対策自己宣言

情報セキュリティ5か条に
取り組む企業



★★ 二つ星



セキュリティ対策自己宣言

情報セキュリティ自社診断の実施及び
セキュリティポリシーを策定する企業



※IPAにて、一般社団法人中小企業診断士協会、全国社会保険労務士会連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、日本税理士会連合会と連携した普及促進活動を実施



評価制度・開示制度を活用した取組推進の例⑤（デジタル分野）

- 経済産業省は、東京証券取引所と共同で、2020年より、我が国企業の戦略的IT利活用の促進に向けた取組の一環として、中長期的な企業価値の向上や競争力の強化のために、デジタル技術を前提として、ビジネスモデル等を抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていく「デジタルトランスフォーメーション（DX）」に取り組む企業を、「デジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）」として選定。

（※）2015年～2019年までは「攻めのIT経営銘柄」を選定



DX認定～DX銘柄の体系

- DX認定→DX銘柄という段階を想定しています。DX銘柄の応募は、DX認定を取得していることを条件とする予定です（DX銘柄2021については、過渡期であるため、対応を検討中）。

DX-Excellent企業選定

認定事業者のうち、ステークホルダーとの対話（情報開示）を積極的に行っており、優れたプラクティスとなるとともに、優れたデジタル活用実績も既に現れている企業を選定。

DX銘柄2021を
想定しています

DX銘柄、注目企業として選定

DX-Emerging企業選定

認定事業者のうち、ステークホルダーとの対話（情報開示）を積極的に行っており、優れたプラクティスとなる（将来性を評価できる）企業を選定。

DX認定です

必要な要件を満たしていることを審査し、国で認定。
（DX認定）

DX-Ready企業認定

ビジョンの策定や、戦略・体制の整備等を既にし、ステークホルダーとの対話を通じて、デジタル変革を進め、デジタルガバナンスを向上していく準備が整っている企業を認定。

認定基準

DX-Ready以前

ビジョンの策定や、戦略・体制等の整備に、これから取り組む事業者
まずはDXの進捗状況をDX推進指標を用いて自己診断することにより自律的に推進
自己診断結果はIPAにて収集し、ベンチマーク提供・政策立案へ活用

DX
推進指標

テレワークに関する評価制度・開示制度に関わる論点

企業

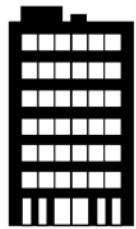
開示制度
表彰制度

認知経路

ステークホルダー

企業に求める
要素の例

企業



開示書類



表彰制度



イベント



メディア



取引先



官公庁



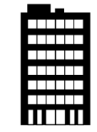
投資家



従業員
就職希望者



他企業



- BCP
- セキュリティ
- ワークライフバランス等の推進
- 労働生産性
- DX
- 企業価値向上
- 働きやすさ
- 自社の課題解決に資する参考事例

【論点①】

- 施策としてどのような企業をターゲットとするか

【論点②】

- ステークホルダーがテレワークに関連して企業に求める要素を反映した表彰制度等はどのような基準とすべきか。また、企業の自己宣言 or 第三者認証（表彰）など手法をどのようにすべきか。

【論点③】

- ステークホルダーへの認知や企業の行動の変容を効果的に促す露出の在り方はどのようなものか。

【論点④】

- 企業や組織のテレワークの文脈において意識すべきステークホルダーは誰か。
- 当該ステークホルダーがテレワークに関連して企業に求める要素は具体的に何か。